

別記様式第29

パッケージ型自動消火設備 (その2)

作	周	開	の	状	況				
動	外			形					
装	表			示					
置	手	動	作	動	装				
置	周	開	の	状	況				
受	外			形					
信	表			示					
電	電			圧		⚡			
装	開	閉	器	・	ス	イ	ッ	チ	類
置	ヒ	ュ	ー	ズ	類	A			
・	継			電	器				
口	表			示	灯				
口	結			線	接				
口	接			地					
口	火	災	表	示	灯				
口	予			備	品				
感	外			形					
知	検			出	方				
部	機			能	障				
作	作			動	等				
選	本			外	形	個			
択	体			表	示				
介	機			能					
	選			外	形				
	択			機					
	放			装	置				
	管			・	管				
	・			管	継				
	手			・	分				
	岐			管					
	放			出	導				
	管			等					
	支			持	金				
	具			・	つ				
	り			金	具				
放	外			形					
出	放			障					
口	出			害					
放	放								
※	※	非	常	電	源	及	び	配	線

別記様式第29

パッケージ型自動消火設備 (その2)

作	周	開	の	状	況				
動	外			形					
装	表			示					
置	手	動	作	動	装				
置	周	開	の	状	況				
受	外			形					
信	表			示					
電	電			圧		—			
装	開	閉	器	・	ス	イ	ッ	チ	類
置	ヒ	ュ	ー	ズ	類	A			
・	継			電	器				
口	表			示	灯				
口	結			線	接				
口	接			地					
口	火	災	表	示	灯				
口	予			備	品				
感	外			形					
知	検			出	方				
部	機			能	障				
作	作			動	等				
選	本			外	形	個			
択	体			表	示				
介	機			能					
	選			外	形				
	択			機					
	放			装	置				
	管			・	管				
	・			管	継				
	手			・	分				
	岐			管					
	放			出	導				
	管			等					
	支			持	金				
	具			・	つ				
	り			金	具				
放	外			形					
出	放			障					
口	出			害					
放	放								
※	※	非	常	電	源	及	び	配	線

別記様式第29 バッケージ型自動消火設備 (その3)

総 合 点 検						
感 知 部						
受 信 装 置						
中継装置						
作 動 装 置 の 連 動						
作 動 装 置 及 び 選 択 弁						
放 出 導 管						
監 視 盤 等						
備 考						
機 器 名	型 式	校正年月日	製造者名	機 器 名	型 式	校正年月日 製造者名
測定機器						

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 点検結果の種類等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3 判定欄は、正常の場合は○印を、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4 選択段のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5 措置欄には、点検の際の措置した内容を記入すること。
6 ※印のあるものは、(その4)に容器ごとに点検結果を記入すること。
7 ※※印のあるものは、別表第23、別表第24又は別表第25に規定する非常電源の点検の基準並びに別表第26に規定する配線の点検票によること。

別記様式第29 バッケージ型自動消火設備 (その3)

総 合 点 検						
感 知 部						
受 信 装 置						
作 動 装 置 の 連 動						
作 動 装 置 及 び 選 択 弁						
放 出 導 管						
監 視 盤 等						
備 考						
機 器 名	型 式	校正年月日	製造者名	機 器 名	型 式	校正年月日 製造者名
測定機器						

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 点検結果の種類等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3 判定欄は、正常の場合は○印を、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4 選択段のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5 措置欄には、点検の際の措置した内容を記入すること。
6 ※印のあるものは、(その4)に容器ごとに点検結果を記入すること。
7 ※※印のあるものは、別表第23、別表第24又は別表第25に規定する非常電源の点検の基準並びに別表第26に規定する配線の点検票によること。